

規則等案の概要

1 規則等の案の題名

「静岡市個人情報の保護に関する法律等施行細則」の制定について

2 規則等を定める根拠となる法令

- (1) 個人情報の保護に関する法律
- (2) 個人情報の保護に関する法律施行令
- (3) 静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

※条項については、以下の「4 規則等の案の内容」において、個別に示しています。

3 制定の趣旨

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が改正されました。

これまで、静岡市を含む各地方公共団体の個人情報保護制度は、各地方公共団体が個別に定める条例に基づいて運用されてきましたが、法改正に伴って、令和5年4月1日から地方公共団体及び地方独立行政法人にも法が適用されることとなります（地方公共団体の個人情報保護制度に関する全国的な共通ルールの制定）。

このことを受けて、現行の静岡市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）を廃止するため、現行条例の施行に関して定めた静岡市個人情報保護条例施行規則（以下「現行規則」といいます。）を廃止し、新たに法、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「政令」といいます。）及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」といいます。）の施行に関し必要な事項を定める静岡市個人情報の保護に関する法律等施行細則を制定する必要があります。

4 規則等の案の内容

制定を予定する「静岡市個人情報の保護に関する法律等施行細則」に定める事項の案は以下のとおりです。ただし、静岡市行政手続条例第37条第4項の規定により意見公募の対象外となる実費負担の額に関する規定（同項第2号該当）及び現行規則の廃止（同項第6号該当）については、記載を省略します。

- (1) 趣旨

法、政令及び施行条例の施行に関し必要な事項を定める旨を定めます。

(2) 保有個人情報取扱業務の登録

施行条例第3条第1項第6号の市規則で定める保有個人情報取扱業務登録簿への記載事項として、①保有個人情報の収集先、②保有個人情報の実施機関以外のものへの経常的な提供の有無及びその提供先、③保有個人情報の電子計算機等の結合による実施機関以外のものへの提供の有無及びその結合先及び④特定個人情報の取扱いの有無などを定めます。

なお、登録簿への登録方法等は、別に定めることとします。

(3) 写しの送付に要する費用の納付方法

政令第28条第4項の規定により、保有個人情報の開示を受ける者が送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求める場合における当該送付に要する費用の納付方法として、①現金書留などにより納付する方法、②郵送に要する費用に相当する郵便切手を納付する方法及び③市が発行する納付書により納付する方法などを定めます。

(4) 法及び施行条例の各手続で用いる各様式等

法及び施行条例の各手続で用いる各様式として、以下の様式を定めます。

ア 保有個人情報開示請求

法第77条第1項の保有個人情報の開示を請求する際の書面の様式を定めます。

なお、施行条例第6条の市規則で定める保有個人情報開示請求書への任意記載事項としては、①開示請求者の連絡先及び②代理人による請求の場合における当該代理人の氏名、住所又は居所及び連絡先並びに法定代理人又は任意代理人（法定代理人以外の代理人をいいます。）の別などを定めます。

イ 開示決定等の通知等

法第82条第1項の保有個人情報の開示をする旨の決定及び一部を開示する旨の決定並びに同条第2項の開示をしない旨の決定に関する通知書の様式を定めます。

また、施行条例第7条第2項の規定による決定等の期限延長を通知する際の書面の様式及び施行条例第8条の規定による決定等の期限を特例延長することを通知する際の書面の様式を定めます。

ウ 開示請求に係る事案移送等の通知

法第85条第1項では、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合など他の行政機関等において開示決定等を行うことに正当な理由があるときには、事案を移送することができること、この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない

いことを定めています。

この規定を受けて、他の行政機関等に対して開示請求に係る事案移送をする際の通知書の様式及び開示請求者に対しその旨を通知する際の書面の様式を定めます。

エ 第三者意見照会

法第86条第1項では、開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」といいます。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができることを定めています。

また、同条第2項では、行政機関の長等は、①第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が法第78条第1項第2号ロ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき及び②第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第80条の規定により開示しようとするときには、当該第三者に対し意見書を提出する機会を与えなければならないことを定めています。

加えて、同条第3項では、行政機関の長等は、上述の場合に意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないことを定めています。

これらの規定を受けて、任意的意見聴取する際及び必要的意見聴取する際の書面の様式並びに第三者が意見を提出するための意見書の様式及び第三者に対する開示決定をした事実を通知するための書面の様式を定めます。

オ 開示の実施方法等の申出

法第87条第3項の規定による保有個人情報の開示の実施方法等を申し出る際の書面の様式を定めます。

カ 訂正請求

法第91条第1項の保有個人情報の訂正を請求する際の書面の様式を定めます。

キ 訂正決定等の通知

法第93条第1項の訂正する旨の決定及び同条第2項の訂正しない旨の決定に関する通知書の様式を定めます。

また、法第94条第2項の規定による決定等の期限延長を通知する際の書面の様式及び

第95条の規定による決定等の期限を特例延長することを通知する際の書面の様式を定めます。

ク 訂正請求に係る事案移送等の通知

法第96条第1項では、訂正請求に係る保有個人情報が他の行政機関等に移送され、当該移送先において開示の実施を行ったものである場合など、他の行政機関等において訂正決定等を行うことに正当な理由があるときには、事案を移送することができること、この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対して事案を移送した旨を書面により通知しなければならないことを定めています。

この規定を受けて、他の行政機関等に対して訂正請求に係る事案移送をする際の通知書の様式及び訂正請求者に対しその旨を通知する際の書面の様式を定めます。

ケ 保有個人情報の提供先への通知

法第97条では、訂正請求に基づき訂正を行う保有個人情報を第三者に提供していた場合、提供先において当該保有個人情報を基に行政処分等が行われる等の事情があると判断されるときには、提供先に対して、訂正を行った旨を書面により通知することを定めています。

この規定を受けて、提供先に対して、訂正を行った旨を通知する際の様式を定めます。

コ 利用停止請求

法第99条第1項の保有個人情報の利用停止請求を請求する際の様式を定めます。

サ 利用停止決定等の通知

法第101条第1項の利用停止する旨の決定及び同条第2項の利用停止しない旨の決定に関する通知書の様式を定めます。

また、法第102条第2項の規定による決定等の期限延長を通知する際の書面の様式及び第103条の規定による決定等の期限を特例延長することを通知する際の書面の様式を定めます。

シ 審査会への諮問等

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関して静岡市個人情報保護審査会へ諮問する際の書面の様式を定めます。

また、諮問した場合に審査請求人等へ通知する際の書面の様式を定めます。

なお、諮問に際しては、①行政不服審査法第19条第1項に規定する審査請求書又は同法第21条第2項に規定する審査請求録取書、②保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書、③各処分に関する決定通知書を添付する

こととします。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和5年4月1日からの施行を予定しています。

6 関連する資料

- (1) 個人情報の保護に関する法律の改正の概要
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 個人情報の保護に関する法律施行令
- (4) 静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

7 意見の募集期間・提出先・提出方法

(1) 募集期間

令和5年2月20日（月）から同年3月22日（水）まで

(2) 意見の提出先・提出方法

以下の宛先に、郵便、持参、ファクシミリ、電子申請により提出してください。

〒 420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所総務局総務課（新館9階）

F A X 番号：054-205-1377

電子申請URL <https://logoform.jp/form/79j2/219071>



8 本件に関する問合せ先

〒 420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所総務局総務課（新館9階）

電話番号：054-221-1792（直通）

F A X 番号：054-205-1377

メールアドレス：soumu@city.shizuoka.lg.jp

9 備考

いただいた御意見については、特定の個人を識別できないように加工したうえで、要旨を市ホームページ等で公表させていただくことがあります。

以上